

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例について（議案第50号
資料）

1 改正理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、所要の改正を行うため。

2 主な改正内容

(1) 個人市民税

- ・特定親族特別控除の創設（第27条の2、第29条の2第1項ただし書、第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項）

大学生年代の働き控え解消のため、納税義務者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等を有する場合、当該親族等の合計所得金額が扶養控除を適用できる58万円を超えても123万円以下であれば、当該合計所得金額に応じて納税義務者が受けられる控除額が段階的に減少する「特定親族特別控除」を創設する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

(2) 軽自動車税

- ・マイナ免許証の取扱いの明確化（第71条第2項から第6項まで）

道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正により、本年3月24日からマイナ免許証の運用が開始されたことに伴い、種別割の身体障害者等に係る減免申請時の運転免許証提示義務について、マイナ免許証を運転免許証と同様に取り扱うことを明確にする。

(3) 市たばこ税（附則第12条の2の2）

ア 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこと紙巻たばことの税負担差を解消するため、国において、たばこ税の課税方式の適正化を実施。市町村たばこ税においても、課税標準の特例として、同様の見直しを行う。

（裏面あり）

- (7) 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこは、重量 0.35 g ごとに紙巻たばこ 1 本に換算（重量が 0.35 g 未満の場合、紙巻たばこ 1 本に換算）
- (4) 上記以外の加熱式たばこは、重量 0.2g ごとに紙巻たばこ 1 本に換算（1 箱当たりの重量が 4 g 未満の場合、1 箱を紙巻たばこ 20 本に換算）

イ 激変緩和措置

実施時期	課税標準
～令和 8 年 3 月 31 日	現行の換算本数(*)×1.0
令和 8 年 4 月 1 日～	現行の換算本数(*)×0.5+改正後の換算本数×0.5
令和 8 年 10 月 1 日～	改正後の換算本数×1.0

*現行の換算本数

- ① 加熱式たばこ 1 本あたりの重量 0.4 g ごとに紙巻たばこ 0.5 本に換算
- ② 紙巻たばこ 1 本あたりの平均小売価格(**)ごとに、紙巻たばこ 0.5 本に換算

**国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除した額
- ③ ①+②で紙巻たばこ 1 本に換算

3 施行日

- (1) 2 (1) 令和 8 年 1 月 1 日
- (2) 2 (2) 武蔵野市市税条例の一部を改正する条例の公布の日
- (3) 2 (3) 令和 8 年 4 月 1 日

担当課 財務部市民税課、資産税課、納税課